

任期付自衛官募集要項

1 受付期間

令和7年10月31日（金）まで 当日消印有効（受付時間：9時～17時）

※ 志願があった都度、採用試験を実施します。このため、採用者が決定した場合は、上記受付期間内であっても募集を締切ることがあります。

2 採用予定自衛官の従事予定業務及び応募資格等

採用予定業務	採用人員	応募資格
航空自衛隊 中部高射群 第13高射隊 庶務業務	1名	次の各号の条件を全て満たす者とする。 1 日本国籍を有する者 2 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定（※）に該当しない者 3 元自衛官で、航空自衛官としての勤務期間が1年以上の者 4 自衛隊退職時の階級が3等空曹～空士長 5 採用時、満54歳以下の者 （※）自衛隊法第38条第1項の規定 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。 一 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又は執行をうけることがなくなるまでの者 二 法令の規定による懲戒処分の日から2年を経過しない者 三 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用予定期間

採用日から令和8年4月30日（木）まで

4 勤務予定地

航空自衛隊岐阜基地（岐阜県各務原市那加官有地無番地）

5 試験

試験日	試験科目	試験場所
別途連絡します。	口述試験及び身体検査	航空自衛隊岐阜基地内

※ 受付場所及び当日の時程等については、志願者に別途通知します。

6 応募手続

(1) 志願書類の請求

〒504-8701

岐阜県各務原市那加官有地無番地

航空自衛隊 第2補給処 総務課 人事第1班 (担当：工藤)

電話：058-382-1101 内線：2261又は2262

注：郵便で任期付自衛官志願票を請求する場合は、封筒の表に赤字で「任期付自衛官志願票請求」と書き、切手（速達送付を希望する場合は、+速達代）を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。

(2) 提出書類及び提出先

ア 提出先

任期付自衛官志願票請求先に同じ

イ 提出書類

項目	内容	必要数
写真（縦4cm×横3cm）	申込前6か月以内に撮影されたもので、脱帽、正面向、上半身のもの。	3枚
任期付自衛官志願票		2通 (1通は写し)
返信用封筒	宛先を明記し、返信用切手を貼ってください。	1通
在籍証明書又は 在職証明書	自衛隊を退職後、民間企業において勤務した方、学歴を取得した方のみ。	該当するもの 全て1通

※ 郵送による提出の場合は、必ず簡易書留（提出日がわかるもの）で送付してください。また、郵便局の受領証は受験票が届くまで大切に保管しておいてください。

8 合否の通知

合否の通知は、書面をもって行います。通知時期については、試験時にお知らせします。

なお、電話等による個別のお問い合わせには応じかねますので御了承ください。

9 採用時の身分

航空自衛官（採用時の階級は、3等空曹又は空士長（自衛官を退職した時の階級と同位の階級又はそれより下位の階級））

10 採用時の給与

- (1) 勤務経験などにより決定されます（自衛官俸給表の適用を受けます。）
- (2) 通勤時の実態に応じて通勤手当が支給されます。
- (3) 勤務の内容に応じて各種手当が支給されます。
- (4) 国家公務員共済組合法が適用されます。

11 勤務時間等

自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令の適用を受けます。

12 その他

- (1) 合格者に対して、改めて入隊時に身体検査を行います。この際、合格基準外となった場合は、採用が取り消しになることがありますので、健康管理には十分注意してください。
なお、入隊時には薬物検査も実施します。
- (2) 採用されるまでの間に隊員となるに相応しくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。
- (3) 受験票を紛失した場合は、担当者まで至急連絡してください。また、志願書類の提出後に住所等を変更したときには、速やかに担当者に連絡してください。
- (4) 受験のための旅費は、各自の負担になります。
- (5) 個人情報については、目的外使用することはありません。